

奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十二号

奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部知事公室の部秘書課の項中「自動車係 儀典係」を「自動車係」に改め、同表総務部の部税務課の項中「第二滞納整理係 調査係」を「第二滞納整理係」に改める。

第六条総務部の部税務課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条農林部の部畜産課の項第七号中「財団法人奈良県食肉公社(昭和六十一年三月十日に財団法人奈良県食肉公社という名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人奈良県食肉公社」に改め、同部地域農政課の項第十一号中「財団法人奈良県農業振興公社(昭和四十七年八月一日に財団法人奈良県農業振興公社という名称で設立された法人をいう。)」を「公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター」に改める。

別表第一奈良県奈良県税事務所から奈良県自動車税事務所までの項中

奈良県奈良県税事務所	奈良市法蓮町	奈良市、大和郡山	一 県税の賦課徴収に関すること。 二 過料の徴収に関すること。 三 県税の犯則事件に関すること。 四 地区税務協議会に
	市、生駒	奈良市、大和郡山	
	市、山辺	奈良市、大和郡山	
	郡、生駒	奈良市、大和郡山	
		大和高田	

奈良県中 南和県税 事務所	奈良県奈 良県税事 務所
橿原市常 盤町	奈良市法 蓮町
大和高田 市、橿原 市、桜井 市、五條 市、御所 市、香芝 市、葛城 市、宇陀 市、磯城 郡、宇陀 郡	奈良市、 大和郡山 市、天理 市、生駒 市、山辺 郡、生駒 郡
六 総合庁舎の維持及び管理に関すること。	一 県税の賦課徴収に関すること。 二 過料の徴収に関すること。 三 県税の犯則事件に関すること。 四 地区税務協議会に関すること。 五 納税貯蓄組合に関すること。 六 総合庁舎の維持及び管理に関すること。

奈良県吉 野県税事 務所	奈良県吉 野県税事 務所
吉野郡吉 野町	吉野郡吉 野町
吉野郡	吉野郡
の特例に関すること を除く。）。 二 過料の徴収に関する こと。 三 県税の犯則事件に 関すること。 四 地区税務協議会に 関すること。 五 納税貯蓄組合に関 すること。	の特例に関すること を除く。）。 二 過料の徴収に関する こと。 三 県税の犯則事件に 関すること。 四 地区税務協議会に 関すること。 五 納税貯蓄組合に関 すること。

に改め、
同表奈良県

郡、高市 郡、北葛 城郡、吉 野郡

中和福祉事務所及び奈良県吉野福祉事務所の項中「大和高田市大字大中」を「橿原市常盤町」に改め、同表奈良県郡山保健所から奈良県保健研究センターまでの項中

奈良県葛 城保健所	大和高田 市大字大 中	大和高田 市、御所 市、香芝 市、葛城 市、北葛 城郡
奈良県桜 井保健所	桜井市大 字粟殿	橿原市、 桜井市、 宇陀市、 高市郡、 磯城郡、 宇陀郡

を

奈良県中 和保健所	橿原市常 盤町	大和高田 市、橿原 市、桜井 市、御所 市、香芝 市、葛城 市、宇陀 市、磯城 郡、北葛 城郡
--------------	------------	--

に

改め、同表奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項中「大和高田市大字大中」を「橿原市常盤町」に改め、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中

奈良県桜 井土木事 務所	桜井市大 字上之庄
--------------------	--------------

を

奈良県中 和土木事 務所	橿原市常 盤町
--------------------	------------

に、「桜井土木事務所の

「を「中和土木事務所の」に、「桜井土木事務所に」を「中和土木事務所に」に改める。

別表第二奈良県奈良県税事務所から奈良県吉野県税事務所までの項中

奈良県高 田県税事 務所	総務課 課税課 徴収課
奈良県桜 井県税事 務所	徴収課 課税課
奈良県吉 野県税事 務所	課税課

を

奈良県中 南和県税 事務所	総務課 課税第一 課 課税第二 課 軽油引取 税課 徴収課 地方税滞 納整理課
センター	センター 吉野窓口 センター

に改め、同項所掌事務の

欄課税課の款を削り、同項所掌事務の欄課税第一課の款第一号を次のように改める。

一 県民税（法人県民税を除く。）
 一 個人事業税、不動産取得税及び鉾区税の賦課
 に関する事（県民税（法人県民税を除く。）及び個人事業税にあつては、奈良
 県税事務所に限る。）。

別表第二奈良県奈良県税事務所から奈良県吉野県税事務所までの項所掌事務の欄課
 税第一課の款第二号中「県税」を「前号に掲げる各税」に改め、「（課税第二課に係
 るものを除く。）」を削り、同款第三号中「こと」の下に「（奈良県税事務所に限る。
 ）」を加え、同項所掌事務の欄課税第二課の款第一号を次のように改める。

一 個人県民税、法人県民税、個人事業税、法人事業税、ゴルフ場利用税及び産業
 廃棄物税の賦課徴収に関する事（個人県民税、個人事業税、ゴルフ場利用税及
 び産業廃棄物税にあつては、中南和県税事務所に限る。）。

別表第二奈良県奈良県税事務所から奈良県吉野県税事務所までの項所掌事務の欄課税第二課の款に次の一号を加える。

三 地区税務協議会に関すること（中南和県税事務所に限る。）。

別表第二奈良県奈良県税事務所から奈良県吉野県税事務所までの項所掌事務の欄課税第二課の款の次に次のように加える。

軽油引取税課

- 一 軽油引取税の調査に関すること。
- 二 軽油引取税の賦課に関すること。
- 三 軽油引取税の犯則事件に関すること。

別表第二奈良県奈良県税事務所から奈良県吉野県税事務所までの項所掌事務の欄徴収課の款第一号中「及び産業廃棄物税にあつては桜井県税事務所」を「軽油引取税及び産業廃棄物税にあつては中南和県税事務所」に改め、同項所掌事務の欄地方税滞納整理課の款の次に次のように加える。

高田窓口センター

- 一 納税証明書の発行に関すること。
- 二 申告書類の受付に関すること。

吉野窓口センター

- 一 納税証明書の発行に関すること。
- 二 申告書類の受付に関すること。

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項中

奈良県葛城保健所	総務課 衛生課 健康増進課
奈良県桜井保健所	総務課 食品衛生課 生活衛生課 健康増進課 保健予防課

を

奈良県中津保健所	総務課 食品衛生課 生活衛生課 健康増進課 保健予防課
----------	---

に改め、同項所掌事務の

井保健所	課
動物愛護 センター	

動物愛護 センター	高田出張 所
--------------	-----------

欄健康増進課の款第三号及び第五号中「こと」の下に「（中和保健所を除く。）」を加え、同款の次に次のように加える。

保健予防課

- 一 結核その他感染症の予防に関すること。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項所掌事務の欄動物愛護センターの款の次に次のように加える。

高田出張所

- 一 中和保健所健康増進課及び保健予防課が所管する申請に関すること。
- 二 中和保健所管内の医療安全相談に関すること。

別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項備考の欄を次のように改める。

奈良県中和 保健所動物 愛護センタ ーの位置は 宇陀市大宇 陀下竹とし、 高田出張所 の位置は大 和高田市大 中とする。

別表第二奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項備考の

欄中「奈良県中部農林振興事務所の農業普及課の位置は桜井市大字粟殿とし、土地改良課の位置は橿原市畝傍町とする。」を削り、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項出先その他の機関名の欄中「奈良県桜井土木事務所」を「奈

良県中和土木事務所」に改め、同項中

庶務課
計画調整
課
用地・管
理課
復旧復興
課

を

工事契約
課
用地・管
理課
工務課

に改め、

同項所掌事務の欄庶務課の款の次に次のように加える。

工事契約課

- 一 工事の契約に関する事。
- 二 その他他課の主管に属しない事。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄工務課の款第九号、第十一号及び第十三号中「桜井土木事務所」を「中和土木事務所」に改める。

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の

一部を次のように改正する。

別表第一県税事務所の項中「県税事務所」を「奈良県税事務所」に改め、同項の次に次のように加える。

中和県税事務所	所長、次長、課長、高田窓口センター所長、
	吉野窓口センター所長

別表第一保健所(郡山保健所及び桜井保健所を除く。)の項中「桜井保健所」を「中和保健所」に改め、同表桜井保健所の項中「桜井保健所」を「中和保健所」に改め、「動物愛護センター所長」の下に、「高田出張所長」を加える。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中奈良県行政組織規則第六条の改正規定（総務部の部税務課の項の改正規定を除く。） 公布の日
- 二 第一条中奈良県行政組織規則第三条の表総務部知事公室の部秘書課の項の改正規定 平成二十七年一月一日
- 三 第一条中奈良県行政組織規則第三条の表総務部の部税務課の項の改正規定、同規則第六条の改正規定（総務部の部税務課の項の改正規定に限る。）、同規則別表第一奈良県奈良県税事務所から奈良県自動車税事務所までの項の改正規定、同表奈良県中和福祉事務所及び奈良県吉野福祉事務所の項の改正規定及び同規則別表第二奈良県奈良県税事務所から奈良県吉野県税事務所までの項の改正規定並びに第二条の規定（職員の職の設置等に関する規則別表第一保健所（郡山保健所及び桜井保健所を除く。）の項及び桜井保健所の項の改正規定を除く。） 平成二十七年一月五日
- 四 第一条中奈良県行政組織規則別表第一奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項の改正規定及び同規則別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項の改正規定 平成二十七年一月十九日
- 五 第一条中奈良県行政組織規則別表第一奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項の改正規定及び同規則別表第二奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項の改正規定 平成二十七年二月二日
- 六 第一条中奈良県行政組織規則別表第一奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項の改正規定及び別表第二奈良県郡山保健所から奈良県内吉野保健所までの項の改正規定並びに第二条の規定（職員の職の設置等に関する規則別表第一保健所（郡山保健所及び桜井保健所を除く。）の項及び桜井保健所の項の改正規定に限る。）

） 平成二十七年二月十六日